

(参考) 特別地域加算対象地域について

●厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 120 号）

一 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

三 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス及び同法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援及び同法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス及び同法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

【対象地域一覧表】

市町村名	離島振興法 (第 2 条第 1 項)	山村振興法 (第 7 条第 1 項)	厚生大臣が 別に定める地域
八代市		旧下松求麻村 旧百済来村 旧河俣村 旧下岳村 旧栗木村 旧椎原村 旧葉木村 旧柿迫村 旧久連子村 旧仁田尾村 旧樅木村	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、 中津道及び市ノ俣に限る） 東陽町小浦（内の原、箱石に限る）
水俣市		旧久木野村	
山鹿市		旧岳間村 旧内田村	
菊池市		旧龍門村	
上天草市	湯島(旧大矢野町) 中島(旧松島町)	旧教良木河内村	
阿蘇市		旧古城村 旧中通村	
天草市	横浦島(旧御所浦町) 牧島(旧御所浦町) 御所浦島(旧御所浦町) 横島(旧新和町)	旧杵宇土村 旧二浦村 旧福連木村 旧下田村	
大津町		旧瀬田村	
南小国町		全域	
小国町		全域	
産山村		全域	
高森町		旧草部村	
西原村		旧河原村	
南阿蘇村		旧久木野村	
甲佐町		旧宮内村	
山都町		旧白糸村 旧小峰村	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ 田、仏原、安方、長崎、橘、花上、 下山、大見口、上差尾、玉目、高畑、 東竹原、柳、高辻、伊勢、長谷、神 の前、塩出迫、方ヶ野、八木
芦北町		旧大野村 旧吉尾村	
多良木町		旧久米村	
水上村		全域	
相良村		旧四浦村	
五木村		全域	
山江村		全域	
球磨村		全域	
あさぎり町		旧上村	